

平成29年第2回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

平成29年6月12日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

- 議案第 3号 個人の市民税に係る砂川市税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 4号 砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 市の機関の要求により出頭、参加又は旅行した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 2 2 号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 砂川市公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 砂川市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 砂川市国民保護対策本部及び砂川市緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 2 号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 号 平成 2 9 年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2 号 平成 2 9 年度砂川市病院事業会計補正予算

○出席委員（11名）

委員長	多比良 和 伸 君	副委員長	佐々木 政 幸 君
委員	増 井 浩 一 君	委員	増 山 裕 司 君
	中 道 博 武 君		武 田 真 君
	武 田 圭 介 君		水 島 美喜子 君
	辻 勲 君		沢 田 広 志 君
	小 黒 弘 君		

(議 長 飯 澤 明 彦)

○欠席委員（1名）

委員 北 谷 文 夫 君

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂 川 市 監 査 委 員	栗 井 久 司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	角丸誠一
総務部長兼会計管理	熊崎一弘
総務部審議監	近藤恭史
総務課長	東正人
総務課副審議監	山形譲
市長公室課長	安原雄二
政策調整課長	井上守樹
庁舎建設推進課長	畠山秀樹
庁舎建設推進課副審議監	徳永敏宏
会計課長	大西俊光
市民部長	中村一久
市民生活課長	佐藤哲朗
社会福祉課長兼子ども通園センター所長	斉藤隆史
介護福祉課長兼ふれあいセンター所長	吉川美幸
ふれあいセンター副審議監	松原明美
経済部長	福士勇治
商工労働観光課長	山下克己
商工労働観光課副審議監	岩淵真里子
農政課長	小林哲也
建設部長	湯浅克己
建設部技監兼土木課長	荒木政宏
土木課副審議監	金泉敏博
建築住宅課長	金丸秀樹
建築住宅課副審議監	洪谷正人
病院事務局長	氏家実
病院事務局審議監兼医事課長	朝日紀博
病院事務局審議監兼地域医療連携課長	山田基
管理課長	山川和弘
管理課技術長	大内文雄
経営企画課長	洪谷和彦

- | | |
|--------------|------|
| 附属看護専門学校副審議監 | 細川仁 |
| 研修管理室副審議監 | 森田康晴 |
3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|---------------------|-------|
| 教 育 長 | 高橋豊 |
| 教 育 次 長 | 河原希之 |
| 学 務 課 長 | 安田貢 |
| 社 会 教 育 課 長 | 今崎大三 |
| 兼 公 民 館 長 | |
| 兼 函 書 館 長 | |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長 | 佐々木純人 |
| 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 | 橋加奈子 |
4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|-------------|------|
| 監 査 事 務 局 長 | 堀田一茂 |
|-------------|------|
5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|-------------------------|------|
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 熊崎一弘 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長 | 東正人 |
6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|---------------------|------|
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 福士勇治 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 | 小林哲也 |
7. 本議会の事務に従事する者
- | | |
|-----------|------|
| 事 務 局 長 | 峯田和興 |
| 事 務 局 次 長 | 川端幸人 |
| 事 務 局 主 幹 | 山崎敏彦 |
| 事 務 局 係 長 | 渡部秀樹 |

開会 午後 1時38分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には多比良和伸委員、同副委員長には佐々木政幸委員を指名します。

休憩 午後 1時38分

〔委員長 多比良和伸君 着席〕

再開 午後 1時39分

○委員長 多比良和伸君 ただいま委員長にご指名されました多比良です。副委員長の佐々木委員ともどもどうぞよろしくお願いいたします。

なお、議事に入る前に本委員会には北谷文夫委員が欠席していますので、ご報告申し上げます。

あと、暑い方は上着を脱いでください。

◎開議宣告

○委員長 多比良和伸君 直ちに議事に入ります。

○委員長 多比良和伸君 本委員会に付託されました議案第3号 個人の市民税に係る砂川市税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第4号 砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 市の機関の要求により出頭、参加又は旅行した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正

する条例の制定について、議案第15号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 砂川市公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 砂川市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 砂川市国民保護対策本部及び砂川市緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算の32件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて地方債補正及び歳入の審査の順で行い、次に事業会計の収入支出を一括審査する方法で進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第3号 個人の市民税に係る砂川市税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号の採決をします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおりに決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 市の機関の要求により出頭、参加又は旅行した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第9号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

本案を、原案のとおりに決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第11号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 それでは、議案第12号についてお伺いしたいと思いますけれども、まず19ページの所得割の課税標準、第33条についてちょっとお伺いしたいと思いますので

けれども、ここで現行の3項に、特定配当に係る所得の金額を控除して算定するというのを新たに所得の金額を除外して算定するとなっているところなのですけれども、この控除と除外の意味の違いというのはどうなっているのか、まずお伺いしたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 当市の市税条例における除外、控除については同じ意味で条例をつくっておりました。

○委員長 多比良和伸君 武田真委員。

○武田 真委員 市の解釈はそうなのかもしれませんけれども、通常の税務の解釈上の違いということで再度お伺いしたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 控除と除外については、国語的には意味合いが若干違って、除外というのは取り除くこと、控除というのは差し引くことということで違いというのは存じ上げているところでございます。今回の33条の3項につきましては、平成15年に当時の地方税法の改正に基づきまして、この特定配当の部分も除外ということで条例例も示されまして改正になりました。その改正の際に除外という言葉がなかなかないという部分がありまして、控除のほうがわかりいだろうということで当市においてはもともと引くものでありますので、課税標準に入れないものとするのであれば控除も同じだろうということで控除として記載していたところでございまして、運用上も実質除外、法に言う除外と同じような取り扱いをしていたところでございます。言い方として違うかもしれませんが、もともと課税標準から引く行為については運用上同じようにしておりましたので、税の運用上も問題なく法の趣旨に基づいて行っていたというところでございます。

○委員長 多比良和伸君 武田真委員。

○武田 真委員 ちょっと私の考えとは違うかなと思ったのですけれども、そうしますと砂川市における控除というのはあくまでも除外として運用していたという本来の法解釈とは違う、異なる解釈、運用は現に改正前、要は私がかちょっと気になるのは控除と除外って計算方法が違うはずなのです。本来の国税、地方税法の課税標準の計算方法としては、控除と除外というのは明らかに違いを分けて計算しているはずなのですよね。ですから、市の独自の解釈でこれは除外なのだ、これは控除なのだというような独自の解釈が入る余地がないような条項ではないかと私は考えていたのですけれども、市としてはその除外と控除というのは同一であると。国の地方税法の条文とは異なりますが、市としては独自解釈として控除、除外として運用していたということなのではないでしょうか、再度ちょっとご確認したいと思います。

○委員長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 法に基づいた形で運用をしていたということでございます。平

成15年当時、条例化として議会にかけて、わざわざその説明はしておりませんが、この配当については所得から除いて課税するというので改正条例を上程して議会で議決をいただいております。確かに国語的に言うと、もとの数字の中に入っていたものを除くのとともに入れないのと考え方は違うかもしれませんが、課税標準の考え方としては同じように今回やることによって不利になるとか有利になるとかではなくて、あくまでも文言整理ということで今回改正させていただいておりますので、運用上間違っていないということをご理解ください。

○委員長 多比良和伸君 武田真委員。

○武田 真委員 非常に紛らわしいものであって、世間一般的には控除と除外というのは全く違う考えで運用されているはずでありまして、特にこれは地方税法に本則があって、それは除外と書いているわけなのですけれども、それが市の独自解釈でそれは除外ではなくて控除なのだという解釈の余地が挟まるものではない条項だったと私は思っているのです。その辺の独自解釈を許す余地というのか、その辺は特にご存じのとおり地方税法についてはいわゆる枠法ということではがちがちと枠が決まっているわけですから、市独自の解釈の余地が入るような幅があるものではないのですよね。この辺、ここだけにとどまらず他にもこのような事例があったら非常に困ることになると思うのですけれども、その辺どういう形で地方税法を市の条例に組み込む場合に運用されていたのか、再度ご説明いただきたいと思うのですが。

○委員長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 平成15年に除外という条例例が示されて条例改正を考えたときに、除外という言葉を使うとわかりづらいただろうという当時の考えに基づいて、運用は変わらないのですけれども、控除という言葉のほうがわかりいいただろうということで条例提案して可決いただきました。ただ、今回武田圭介議員の指摘がございまして、一般的にどうでしょうかねという中ではやはり好ましくないということで今回改正しておりますので、運用上は問題ないということをご理解ください。それがどう運用していたということは、除外ということで運用していたわけですから、そういうことをご理解をいただきたいと思えます。

○委員長 多比良和伸君 武田真委員。

○武田 真委員 運用で影響がなかったというのは、先ほどの総括でもあらわれたところなのですけれども、法律用語というのは一担当者がどうか、地方自治体の判断で変えるとかというレベルのものではないのです。先ほど私が言いましたけれども、法律による行政ですよ、法律による行政。その定義自体を勝手に市町村、自治体を変えて運用するなど言語道断だとしか言いようがないと思うのです。この辺については、しっかり今後このようなことがないように基本的なレベルから勉強し直していただきたいということを私は言いたいと思えます。

○委員長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 あくまで同じ運用、法律の運用上やっていたということでご理解ください。

○委員長 多比良和伸君 武田真委員。

○武田 真委員 そんなので通用しないのですよ、法律は。しっかりしてくださいよ。

○委員長 多比良和伸君 もう少し質問の意図を明確にお願いします。

武田真委員。

○武田 真委員 残念ながら、市の税務のこの法文の運用のレベルは非常に低いと言わざるを得ません。しっかり勉強し直すように要望して終わりたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 あくまでも運用上の部分については、平成15年から議決をいただいた中でやっておりましたけれども、法の趣旨に基づいてやっておりました。ただ、今回武田圭介議員さんからやはりこの部分についてはしっかりと文言整理するものはしましようということ、今回全ての条例がそうですけれども、提案いただいて直した、正したものでございます。決して運用を間違ったわけではないし、税制の部分は十分理解して対応しておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 まず、ちょっと今のやりとりを聞いていて、特に税条例ですからきちんとなしなといけないということで、今回私も指摘させていただきましたが、運用上も問題ないという答弁はそのとおりだと思います。もう少し答弁の側で説明をしっかりとあげれば、多分今武田真委員とのやりとりでも武田真委員も納得されたのかなと。というのは、今回のこの市税条例の改正は国の出している条例例に沿ったような形にすると。その条例例は、この33条の今まさに議論していたところは除外するというような文言にしていると。除外には2つの意味合いがあります、法的に使うときには、1つは、物事を最初から取り除くという意味と、それから控除と同じように差し引くという意味があります。一般的な日本語と法律の用語の使い方は違うので、その点をきちんと説明してあげないと、ただ運用が同じでというのは確かにそのとおりでありますけれども、その意味合いが2つあるのだということと言わないと、一般的には控除と除外というのは違うので、そこら辺は答弁する側ももう少し丁寧にして、特に今回国の準則のようなものに従って市の条例を合わせたというふうに言うべきだったろうと思います。

これは指摘で終わりますけれども、私が質疑をしたいのは今回市税条例の中で税の減免、免除の関係で51条ですから、29ページです。29ページの市民税の減免、第5号に天災により甚大な被害を受けた者と、それから6号で前各号に掲げるものを除くほか特別の事情のあるものという形で直します。これは、うちの市税条例のつくりは国民健康保険税についても後ろのほうで定めてあって、63ページでありますけれども、162条で国民

健康保険税の減免規定が設けられていると。そこは、第1号で天災により甚大な被害を受けた者と。今回の市税条例の減免と同じように書かれてはいるのですが、一方で市税条例の第6号に該当するようなものが国民健康保険税の中にないと。これは、もともと改正前の条例にもありませんし、国から出ている準則例の中でも天災とか税の減免に関しては、各市町村のオリジナル規定として設けているところが多く、当初から入っていないのですが、運用としては国民健康保険税の市長が例外と認めるときのものが今の市税条例の中に入っていない場合には、別条例をつくって免除するということがカバーはできるのですが、やはり今後は統一していかないといけないと思いますし、今回は大きな改正をするのではなく、あくまでも条例、準則例と現行の条例との整合性を図るという改正の中で行われた改正だと思っておりますので、ここの中に載っていないのですが、やはり市民税と国民健康保険税の減免についても重複するような場面も見受けられますので、その辺というのはどのような扱いになるのか、どう考えているのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 前段委員さんから指摘がございました部分については、真摯に受けとめたいと思いますし、今回条例例の改正ということで、今ほどあったように今まで都度都度条例例が出た中でうちに合わせるような対応をとってきたところでございます。ただ、市税については非常に毎年確実に改正されるということもございまして、現場的には条例例と違う表現をした部分については、非常に苦労しながら毎回4月等で改正をさせていただいたところでございます。今回は減免の関係でもございますから、減免の関係については基本は条例例に定まった形で同様にしておりますけれども、市民税と国保税、一体の所得に応じた賦課をする税でございまして、やはり統一された部分というのが必要ということで条例例と同じにしておりますけれども、やはり臨機応変に対応しなければならない部分が当然あります。その辺については、しっかりとやれるような形で、国保については特に税率部分が、所得割の率という部分が住民税と比べて高うございますので、その辺は担税力に応じて減免等々は考えなければならないということで、この後もそういう考え方に基づいて執行していこうと思っております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 その減免の関係ですけれども、今ほども答弁があって、これは特に天災とか市長が減免をできるというのは先ほども申しましたけれども、各市町村のオリジナル規定として設けるものでありますので、ほかに参考となる自治体が全国津々浦々あると思いますし、砂川市は砂川市でいろんな考えも持っていると思いますので、その辺はしっかりとそういう先進地の事例も含めながら、住民の皆さんが一番不利益をこうむることのないようにという形で統一するのであれば統一するような形でも今後考えていただきたいと思います。

終わります。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私もちよっと一つだけ確認をさせていただきたいのですけれども、63ページ、国保の関係の市税条例の中でなののですけれども、これまでは天災その他これらに類する災害を受けた者となっていたのが、天災により甚大な被害を受けた者と変わったのですよね。63ページです。162条なののですけれども、これはとっても大きな変わり方だと思うのですけれども、今までのその他これらに類する災害、いろんなものが想定されると思うのですけれども、それが天災によるというところに特定されてしまっているのですけれども、これまでのその他これらに類する災害というのはどんなイメージを持てばよろしかったのでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 国保税の減免については、これらに類する災害とはありますけれども、基本的に天災ということで対応しておりました。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 先ほどの話と同じなのですが、その対応をしているということと、これを読んで市民がどう解釈するかというのはとても大事なことだと思うのです。他の自治体を見ると、例えば盗難とか、大きな盗難に遭った場合とかというのはこの保険税の減免になるというような例もあるわけですね。今までは、その他これらに類する災害、まさにいろいろなもの、いろいろな場面というのが考えられるということですね。それは、天災ばかりではなく、人為的なことであっても同じだと思うのです。ところが、それをかなり狭めてしまって、天災による甚大な被害というだけに狭めたのです。これは、字句の訂正とかなんとかではなくて、ある程度市長の思いがここに詰まってと言ったら大げさなののですけれども、ある程度政策的なものを縮小させると私は思うのですが、この辺のところはそれまではそうではなかったのだけれどもと言うのだけれども、それとはまた違う意味ではないかなと思っているのですけれども、まさに私が言ったように縮小と考えていいのかわかりませんが。

○委員長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 これだけ文面を見ると、確かにおっしゃるとおりの部分があるかなと思うのですけれども、国民健康保険税に関して言いますと、これとは別に具体的に個別要綱というのを国民健康保険税の減免規定という部分については設置して、広く市民の皆さんにお知らせしているものがございます。そこをメインで減免等をやっております。もともとの条例、根幹たる条例の部分はこの部分ですけれども、国保税の減免については別途いろんな事情があつて翌年課税という部分もございますし、その翌年にいろんな事情があります。倒産もございます。倒産で収入がなくなったという部分もございましたり、いろんな収入が激減した要綱があります。ただ、そういう収入が激減したときの減免規定

は別途あります。それから、今ほどあった盗難等については、盗難というのは前提としては翌年の収入の激減というところで把握される部分もございしますので、雑損控除ということで控除されれば翌年の税が減るということもございしますし、その辺は総合的に減免、担税力のない方の減免というのは実施しておりますので、これをもって狭めたということはございませんので、ご安心いただきたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 1点だけお伺いしたいのですけれども、今回改正の中で第2条第1項中、情報通信技術利用事業から農林水産物等の販売業ということで変わったのですけれども、この過疎地域自立促進特別措置法施行令の10条を見ると、特に改正されてこの条項がなくなったわけではないと思うのですが、だとするならばこの情報通信技術利用事業も残しておいてもよかったのかなと思うのですけれども、そこをそっくり3行を入れかえてしまったという詳しい理由というのをお伺いしたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 過疎法の税を減免したときに、その減免した部分の税について交付税によって措置するという項目でございします。それで、今回それに該当するものとして今まで製造業とか、その他情報通信技術利用事業ということで前回の改正のときにつけ加わったのですけれども、この一般に言うコールセンターというところの利用がなかったのかもしれませんが、それよりもこういう農林水産物販売業の部分での過疎地域への事業展開があったところに軽減をさせてあげよう、税を免除してあげようということで、この部分について免除した場合については交付税算入しますよという中もとの根拠が製造業とこの農林水産物販売業ということで明示されたものですから、それとコールセンターという部分が除外されたものですから、交付税の措置をされる部分と同一にしたと

いうことでございます。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今のちょっと確認なのですけれども、法律でこの情報通信技術利用事業についてはなくなったから条例でもなくなったということなのですね。

○委員長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 おっしゃるとおりです。今までコールセンター、情報通信技術利用事業で過疎地域にその会社が来た場合、固定資産税を減免します。減免した固定資産税については交付税で措置しますから、どんどん減免してあげてくださいというのが法の趣旨でございます。それがコールセンターの部分が無くなって、新たに農林水産物等販売業ということで、加工する業種がふえて、この業種が過疎地域に会社、事業をしたときには固定資産税を減免してもその一部について交付税でお返しできるよという制度になったということでございます。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この新しくできている農林水産物等販売業というのは、意外と砂川でも可能性があるのかなとふと思うのですけれども、どんなイメージをちょっと浮かべればいいのかいのでしょうかね。

○委員長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 書いてあるものとは私どものほうでは言い切れないのですけれども、過疎地域にある産品を加工して区域外の方に販売するということでございますので、もしかすると農村レストランですとか、そういうものも該当するかもしれませんし、それ以外にも純粹に市内で製品を集めてそれを加工する業者も該当していくのではないかと思います。なかなか当市にあればここと言えるのですけれども、ないものですから具体的な明示はできないのですけれども、書いてあるとおりで判断していただくしかないかなと思います。申しわけありません。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 書いてあるとおりでいくと、法律言葉なのでしょうけれども、過疎地域内で主にとか、それから主に他の地域の者に販売するとなっていますよね。その地域内で販売するには、この該当として当たらないような形でもあるし、この前ハイウェイ・オアシスにできた産直市場みたいなものというのは、その規模ももちろんこの条例にはあるので、そういうのも該当になっていくのかどうなのか。イメージですよ、どんなイメージなのかという。さっきの情報通信だとコールセンターだなというのはわかるのですけれども、農林水産物等販売業、なかなか具体的にはないということですか、今のところは。

○委員長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 私ども考えている中では、具体的には今のところないという理解はしています。新たにこういう事案が出てきたときには、詳細を打ち合わせしながらさ

せていただきたいと思いますけれども、現状ではそういうことでございます。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 具体的でないものについて、法律が変わったから条例も変えるのだという理解するしかないということですか。

それと、あと企業振興条例というのがうちにもあってその中と、企業振興条例も同じように固定資産税、こっちのほうは5年なのです。こちらは3年なのですよね。これダブっていくということはないと思うのですけれども、その辺のところはどうなのでしょう。

○委員長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 あくまでも過疎法に基づく部分については固定資産税だけでございますので、企業振興条例のほうは固定資産税と都市計画税を含めてでございますし、納税した金額に基づいて補助することに企業振興のほうはなっておりますので、ダブということはないのですけれども、同じ業種で両方該当するということはありますので、100%の税金がかかるころの固定資産税が100%はかからないで終わるかもしれませんけれども、都市計画税がかかればその分は企業で拾ってくれる。3年経過後は、100%固定資産税がかかっている部分については企業振興のほうで拾うということになりまして、両方該当するという言い方をしているのだと思うのですけれども、懐的には課税されないということでの同じということです。プラスになることはないということをご理解ください。

○委員長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第13号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第14号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 1点だけちょっとお伺いしたいのですけれども、5ページの新旧対照表の建築基準法第85条4項を85条の第5項に直すというところなのですけれども、これはもとの法律の文書を見ますと全然関係ない条項を引用しているわけなのですが、この場合、その引用がずれた場合の手数料条例の法律の効果というのはどうなるのかなというちょっと素朴な疑問がありまして、どのように解釈したらいいのかというのを教えていただきたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 渋谷正人君 条項のずれを起こしておりまして、そちらのほうを手数料条例のほうではちょっと改正をしていなかったのですけれども、実際の審査といたしますか、許可の申請につきましては現状の建築基準法の85条の第5項に基づいた申請者からの申請という形で受けております。また、それに対する許可につきましても同様に建築基準法の85条の第5項に対する許可という形で出しておりますので、行為としては現状の法律に基づいたものということになっております。

○委員長 多比良和伸君 武田真委員。

○武田 真委員 先ほどと同じ運用の話ということになるのですけれども、ただこれはちょっと全く違う条項が引用されているわけで、この分だと手数料が取れないということなのでしょうけれども、申請、受け側と送り側のほうでうまく判断してやられていたということなのでしょうけれども、これは手数料と市民からお金を取る場合、余り好ましい状況ではなかったと思うのですけれども、その辺の認識についてはどのように考えているのか、再度お伺いしたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 渋谷正人君 認識につきましてはおっしゃるとおりで、条項ずれのほうをちょっとこちらのほうで確認し切れなかったというところでございます。また、申請につきましてもまた同じお話になるのですけれども、法律に基づいて現状で建築基準法85条の第5項というところで申請書のほうもそういう形で申請されておりますので、

行為としては問題がなかったということで解釈をしております。

○委員長 多比良和伸君 武田真委員。

○武田 真委員 既にこの手数料に係る業務が運用されていたということだと思っておりますけれども、その場合、例えばさかのぼって条文を適用するなり、そういった形にはしないという形で、今般は単にそれは運用の幅の範囲で今後直していくということで、私は本来的にはさかのぼって、いつ改正されたのかわからないですけれども、というような気がしないでもないですけれども、運用上問題がなかったということであれば、わかりましたということで終わりたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第15号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第16号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第17号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第18号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第19号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第20号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第21号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第22号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第23号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第24号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第25号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第26号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第27号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号 砂川市公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第28号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第28号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号 砂川市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する

条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第29号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第30号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第30号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第30号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第31号 砂川市国民保護対策本部及び砂川市緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第31号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第32号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第32号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第32号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

補正予算については休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時37分

○委員長 多比良和伸君 休憩中の委員会を再開します。

これより補正予算に入ります。議案第1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

それでは、14ページ、第1款議会費、第1項議会費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。16ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、総務管理費なのですけれども、先ほど提案説明の中で庁舎建設の検討に要する経費ということで、基本設計、基本計画に向けて必要な現地調査ということだったのですが、今回こういう予算が通っていくといつも聞いていることなのですけれども、タイムスケジュール的なものでどういう工事がいつぐらいに完了してどういう流れでというのが、工事というのは測量ですね。そういう現地調査ですね。そういったようなことは、今どう進んでいくのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 庁舎建設推進課副審議監。

○庁舎建設推進課副審議監 徳永敏宏君 現地測量の現地調査のスケジュールですけれども、今時点6月の後半から調査委託を発注しまして、大体10月いっぱいぐらいをめどに調査測量の委託期間と考えております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 具体的には、そうすると測量だけが行われるということで、先ほど提案

説明のときに何か地中云々というような話もちよっと聞こえたのですが、もしかしたら聞き違いかもしれないのですけれども、今のところで行われる作業というのはあくまでも測量だけという理解でよろしいですか。

○委員長 多比良和伸君 庁舎建設推進課副審議監。

○庁舎建設推進課副審議監 徳永敏宏君 今回委託する内容は、現地の調査測量、それと周辺道路部分の現況調査という2点になります。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、周辺の道路調査というのは具体的にどういった調査になっていくのかというのを教えてください。

○委員長 多比良和伸君 庁舎建設推進課副審議監。

○庁舎建設推進課副審議監 徳永敏宏君 今後建物を設計していくに当たりまして、外構部分の設計というのも基本設計、その後実施設計で行うことになります。そのときに周りの排水の例えば枡の位置ですとか道路の取り付け部分、そういった部分の現状というものを設計に反映する必要がありますので、その部分の調査というものになります。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ちょっと私も先走りというか、勘違いをしていたのですけれども、先ほど聞き違えたということもあったのですが、地中のと聞こえたものですから、当然市立病院を建設するときとかでも地下の構造というか、地盤とか、そういったようなものというのはしっかりと調査すると思うのですけれども、今回上げられている経費の中ではそういった調査まではいかないという理解でよろしいということですね。

○委員長 多比良和伸君 庁舎建設推進課副審議監。

○庁舎建設推進課副審議監 徳永敏宏君 そのとおりでございます。

○委員長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。18ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。20ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

22ページ、第7款商工費、第1項商工費。

増山裕司委員。

○増山裕司委員 無電柱化について伺います。無電柱化の大まかなスケジュールというか、年次計画というか、そういうものについてまずお伺いいたします。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 無電柱化につきましては、今現在北海道開発局で電線

共同溝に関する工事、もともになる工事になりますが、そちらのほうが6月下旬の入札で、7月下旬から工事を開始しまして、およそ7カ月程度で工事を完了するという本年度の予定になっております。その工事にあわせて、商業街路灯の接続部分に係る工事もあわせてやろうと考えているところであります。ですから、その工事の内容、入札が決まって、工事の日程、その辺が決まった段階で調整が必要になるのかなと考えております。

○委員長 多比良和伸君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 それに伴いまして、今のやつはあくまでも今回の工事に関する部分ですよ。それについては理解しました。今後また工事のたびに、この無電柱化工事も含めていろんな工事がなされていくと思うのですが、全体の年次計画についてもお伺いしたいのですが。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 こちら電線共同溝の工事につきましては、国道12号の北3丁目から南3丁目までの東西両側の歩道部、約720メートルを順次進めると我々も聞いておりますが、こちらにつきましてはその工事区間にあわせ各年度工事区間を定めてやっていくということで、まだそちらのは各年度で予算組みをして北海道開発局のほうで正式決定していくというプロセスを踏んでいくために、いつ、どこまで、どういうふうにするということを正式には発表できないと我々も聞いておりますので、今後の進み方についてはその状況にあわせて我々も進めていくということしか今現在ではお答えできない状況でございます。

○委員長 多比良和伸君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 おおよその見通し、各国の予算もあると思うので、それは我々のほうではわからないということなのでしょうけれども、おおよその見通しもわからないのでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 私どもも北海道開発局さんといろいろ打ち合わせをしながら進めておりますが、そちらのほうも開発局さんのほうでお話しいただいている中では、毎年の予算組みですので、その予算が通らなければ工事ができないという状況に陥ることもあるということをお聞きしてございまして、最長の場合10年かかる場合も考えられるということもおっしゃっていましたが、こちらについては要するに年度はいつまでということは言えないという中の発言でありました。

○委員長 多比良和伸君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 計画についてはわかりました。

それでは、今年度商業街路灯無電柱化の工事に関する部分について申し上げますと、路面に面する部分にある商店街とか、それから町内会とか、関係する団体の方々もいつやるのかなという期待半分、不安半分というところがあるものですから、事前に計画が明らか

になった時点でそれらの該当の方々には十分説明をして理解を得ながらやっていただきたいと思いますが、この辺については何かお考えがありますか。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 昨年の10月と本年1月に北海道開発局さんと砂川市、それと商業街路灯の協議会の皆さんと勉強会を開いております。そういう勉強会を今後も開くという話をお聞きしておりますし、地先の方にはそれぞれご説明に回るということで聞いております。

○委員長 多比良和伸君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 今ほどの商工業振興対策に要する経費の無電柱化工事補助金の関係、もう少し詳しく聞かせていただきたいと思うのですが、今回5期ですよということで、恐らくその区間があるかと思うのですが、それとこれはそこにかかわるところに補助しますよということなのではございますけれども、この補助の出し方としてはどうされるのか。商店会に出されるのか、それとも先ほどお話しあったように商業街路灯協議会があって設置してきましたよね。そことのかかわりというのかな、この辺はどういう形になるかもう少し聞かせていただきたいと思うのですが。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 本年度につきましては5期ということになっておりますが、西1条北2丁目の北海道銀行前から西1条北3丁目の野村行政書士事務所前までの区間となっております。

商店街にどのような形で補助するかということでございますが、無電柱化に伴う商業街路灯に係る工事に関しましては、それを行う団体に補助という形になります。無電柱化工事は、複数年にわたり行いますので、先ほど申しましたようにことは150メートルの区間ということで商店会も限られてきます。それで、毎年その該当する区間の商店会を対象に補助するという形を考えているところでございます。

○委員長 多比良和伸君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 地先の商店会に補助をするということで、となると商店会自身が今回のこの市に対しての補助申請をするというような形なのではございますけれども、この辺の決まり事というのは何かあるのでしょうかね。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 こちらは、この後商業街路灯に関する補助につきましては砂川市商業街路灯補助規則の規定により補助をしておりますけれども、新たに無電柱化に係る工事に係る費用を補助するという条項を改正するような形で今後考えていきたいと思っております。

○委員長 多比良和伸君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 だんだんわかってまいりました。そうすると、今現在は要するに施行規

則みたいな形かなと思うのですけれども、そこに追加して条項を加えて、そしてこれをもとにかかわりのある商店会にも補助申請ができるような仕組みづくりになると、今のお話はそう私は理解したのですけれども、そのあたりでいいのか、もう一回ちょっと確認だけさせてください。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 委員さんのおっしゃるとおり、規則を改正する中で対応していきたいと考えております。

○委員長 多比良和伸君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 大体わかりました。今後その施行規則、新たに条項を加えるということですので、この辺もしっかりやっていただきながら、今後かかわりのある商店会はまだ数ありますので、この辺しっかりとサポートしながら無電柱化におけるこの街路灯がしっかり工事できるようにお願いをしたいということをお話しして終わります。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 簡単な確認なのですけれども、ちょうど地先にも該当するところで、私は実は詳しいことは知らないのですが、商業街路灯って以前補助をもらってたしかLED化か何かをやったと思うのですけれども、そういったものって一般的には補助の期間が何か決まっていて、いろいろと手を加えたりできないとかといろいろなものが出てくると思うのですが、今回この電線の地中化にかかわって補助金を今地先の商店会に出すということだったので、その辺の兼ね合いというところはちゃんとクリアされているのかどうかというのを確認としてお伺いしたいのですけれども。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 商業街路灯LED化に伴う設置に関しましては、補助金をもらって実施したということもございますが、今回その形状を変更するというものではございませんので、商業街路灯の変更という形にはならないので、そちらのほうへの影響はないものと聞いております。

○委員長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。24ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。第3項河川費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第4項都市計画費、質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 先ほど提案説明で、いわゆる石狩川水系砂川緑地出水時の撤去計画を作

成するという事だったのですけれども、もうちょっと具体的にお伺いします。

○委員長 多比良和伸君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 ご質問の砂川緑地出水時撤去計画作成委託でございますが、これは過去につくっているものでございますが、近年の雨量強度に耐え得るもの、また公園として空知太から豊沼のほうにまでかけて長い緑地ということで国の施設を、河川を借りてやっているのですが、そのものについて今現況に合わせた形でまた作り直すというようなところと2本立ての修正をかけて提出するものでございます。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 もうちょっと詳しく、どんなものが、全部言わなくてもいいのですけれども、ちょっとイメージがわかるようにお願いします。

○委員長 多比良和伸君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 私どもでいえば、サッカーで借りているグラウンドの部分、それから主たるものといえばダートトライアルで借りているようなところ、これらのものについての施設、今の現況に合わせた形での再提出というのも含めて、また雨量強度、去年のような形で雨量が近年変わってきておりますので、この時間になったら撤去するというような撤去計画も含めてもう一度見直して提出するというようなところでございます。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 特にこの前、去年の8月あたりであれば大分撤去しなければならないものがあつたのだらうとは思うのですけれども、それがなかなかうまく撤去できなかったということの反省も含めての今回見直しなのかどうかということをお伺いします。

○委員長 多比良和伸君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 去年の災害時におきましてもある程度のものは上げておりますが、やはり間に合わなくて一部流れたり動いたものもございまして、そういうものも含めてもう一度見直すというところでございます。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これは、外部にももちろん委託するからということなのだろうけれども、現状というのはその業者さんもちんぱんと把握できていることなのでしょうかね。

○委員長 多比良和伸君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 撤去計画につきましては、それぞれ業者さんが今割り当てを決めておりますので、それらの業者さんとのやりとりも含めた中でのもう一度見直しという形になります。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 何回も申しわけないのですけれども、要するに今設置しているものをこういう状態になったら、どうやってそこから上げるのかということを引きかたに例えば時間を追ってだとか、どういう方法でということを知りやすいような計画を立てるとい

とですか。

○委員長 多比良和伸君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 おっしゃるとおりで、具体的にお話ししますと石狩川の水位がここまで上がってきましたら4トン車を持って行って、これとこれとこの施設については持って引き上げると、そういうような計画の見直しでございます。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 では、確認なのですけれども、今までもそういう計画はあったということですか。

○委員長 多比良和伸君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 今までもございました。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 見直さなければいけないということは、今まであったのだけれども、今とちょっとやっぱり変わってきてしまっていると。主な原因は、先ほど言った最近のいわゆる雨量というか、水量の増ということだということで確認していいかどうか。

○委員長 多比良和伸君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 近年の集中豪雨で、やはり河川の上がりぐあいを見ながら到達時間とかというものをもう一度見直しして、ゆとりがあるような形で支障のないような形で撤去すると、そういうのを目的にもう一回見直すところでございます。

○委員長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。26ページ、第15款災害復旧費、第1項公共土木施設災害復旧費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、4ページ、第2表、地方債補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。続いて、歳入に入ります。8ページから12ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 多比良和伸君 これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。収入支出一括して質疑ありませんか。

増山裕司委員。

○増山裕司委員 常勤歯科医師が着任されることに伴って、いろいろな設備も増強するというようなご提案がありましたけれども、まず市立病院として常勤医師体制にするという狙いというか、その辺についてお伺いしたいのですけれども。

○委員長 多比良和伸君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 朝日紀博君 歯科医の常勤化についての狙いというか、病院としてあるいは患者さんにとってのメリットといいましようか、そういったものでいきますと、まず平成25年8月に歯科を開業して、当時週2回の出張医の先生が来ていました。平成27年の4月から週3回に変わって現在に至っております。やっている診療というのは、主に入院患者さんの口腔ケアで、がん患者さんであるとか全身麻酔の患者さんの周術期の口腔ケアというのをメインにやっております。ただ、全身麻酔の件数からいくと週2回とか週3回では全ての患者さんには対応できていないわけでありまして、そこが常勤することによって多くの患者さんに対応できる。そういうことで、病院としてもがん拠点病院にもなっていますので、診療の質を上げるということの狙いも含まれております。

○委員長 多比良和伸君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 狙いはわかりました。

それで、市内にも開業医がたくさんあるわけなのですけれども、その開業医の皆さんとのバッティングというか、そういう影響というのはどのように考えていますでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 朝日紀博君 先ほど申しました平成25年8月の開設したときにも市内の歯科医師会の会合のほうに出向いて、病院としては入院患者さんの口腔ケアをメインでやるものであって、通常例えば虫歯の治療とか、開業している先生方がやっている領域といたしましようか、その部分は基本やらないと。なので、外来の一般の患者さんは今は受けておりませんので、そのいわゆるバッティングというか、重なる部分はないということでご説明をこれまでもしてきております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 まず、がんの口腔ケア等で今までも歯科医師が来ていたということは、当然総務文教委員会等でも聞いていてわかっているのですが、当然全身管理が必要な患者さんの口腔ケアというのをやっているのだらうと思うのですけれども、まず確認なのですが、口腔ケアと言ってもいろいろと幅広いところがあるのですが、通常であれば虫歯とか、そういったようなものの治療だけになってくると思うのですけれども、歯科医の先生によっては口腔外科的な、やや一般の医科に近いようなことをやる方もいらっしゃる

のですが、今回来られる方というのはそこまで対象範囲が広がっていくのかどうか。その辺、診療報酬等の兼ね合いも出てくると思うのですけれども、その辺はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 朝日紀博君 これまでは、先ほど委員さんおっしゃったとおり患者さんへの指導であるとか、口の中のケアというのをメインでやっていますし、そこはこれからも継続するのですが、今回補正で上げさせていただいております予算書でいくと9ページに手術用ということで電動式の骨の手術装置というのがありますが、これは現状だと市内の歯科医にかかっても大学のほうで治療されているような、いわゆる親知らずの埋没したやつを取り除くというような、そういった機械が入るようになりますので、今後は当院でも治療が可能になるということでもあります。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今のお話だと、やはりもともとの本来の歯科に限定した話なのですが、一方で口腔外科的なものと砂川市立病院の場合は総合病院ですから、医科歯科連携をやらうと思っても十分できるようになっていくと思うのですけれども、今回のこの歯科医師が常勤化されることによって、そういった今後普通の一般開業歯科ではなかなか受け入れがたい、特に糖尿病で全身管理が必要な方ですとか、そういったような患者さんとかも受け入れて診療報酬的にもふやしていこうとかというような意図があるのかどうか。というのは、やはり歯科医師を常勤化するとなると固定的な人件費も上がっていくものですから、ただ、今ある機能だけをそのまま維持していく上でやってもなかなか採算性といったようなところも考えていくと、将来的には大きな負担になっていくこともあり得ますので、その辺病院として今回予算を計上するに当たってどのようなことを考えているのかお伺いしたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 朝日紀博君 まず、常勤になることによって診療報酬上も若干変わってまいります。今初再診料は、通常の初再診料しかいただけないのですが、常勤医がいてある一定の基準をクリアすると加算がもらえるようになります。それには、歯科医の先生が講習を受けなければならないとか、いろいろ規定があるのですが、そういったものが8月にあると聞いていますので、その講習に行ってもらって当院に来たときにはその診療報酬の基準を満たす状態でスタートするように今お願いをしているところです。

それと、口腔ケアと言いましても診療報酬上、歯科の診療報酬なのですけれども、そこにも増収対策プロジェクトというのを平成27年からやっているのですが、その中にはもう口腔ケアの指導をどんどん漏らさずにやっていきたいと思いますということで、その部分の収益もかなりここ2年間ぐらいで上がってきていますので、その件数がさらに常勤化することによってふえていくだろうという予想もしていますし、あとは歯科衛生士さんによる患

者さんへの指導というのも今後考えていきたいと思っています。

〔「医科歯科の連携は」との声あり〕

失礼しました。医科歯科の連携は、今までも週3回でしたけれども、その口腔ケアというのは医科の先生から歯科の先生にお願いするような形で連携をとってやっていますので、それは今後今まで週3回しか先生がいらっやっていたのが常勤化になりますので、さらに進んでいくと考えています。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 もう一つ、今もちょっと答弁に出てきたのですけれども、今後この予算が通れば常勤の歯科医師が配置されることになるのですが、歯科衛生士さんの関係というのがちょっとどういう関係になるのかなど。一般的には、看護師も大学病院なんかは歯科衛生士ではなくて看護師の方が介助というか、補助をしていることがあるのですが、そうは言いながらもやっぱり専門的なトレーニングを受けるのは歯科衛生士さんでありますので、その辺の体制がこの常勤の歯科医師が来てどうなるのか。今でもちょっと私は不勉強なのですけれども、歯科衛生士さんが砂川市立病院の中に常勤としていらっやるとかどうかも含めてお伺いしたいと思います。ハード整備では、この予算では上がっているのですけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 管理課長。

○管理課長 山川和弘君 歯科衛生士の話ですけれども、歯科衛生士は現在も月、水、金の出張医に対応して臨時職員が2人います。それで、今度常勤化されるに伴いましてユニットもふえるということで、常勤の衛生士を2人と臨時の衛生士を1人ということで2.5人工というような形で対応していきたいと考えております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 それは、ちょっと私も十分気づいていなかったところもあるのですけれども、3月の当初予算の中でそうするとその人件費というものが一緒に織り込まれていたという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 管理課長。

○管理課長 山川和弘君 医師は当初予算にあったのですけれども、いろいろ来るかどうかとか、来る予定だったけれども、来なかったとかというところで、人件費にまだ余裕があるということで今回補正はしていないというようなところであります。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今歯科衛生士さんの話を聞いていると、要するにこれは増設というので今までの週に3回ですか、出張の先生も来ていらっやって、それプラス常勤の歯科医師さんが来られるということでよろしいのですか。

○委員長 多比良和伸君 管理課長。

○管理課長 山川和弘君 委員さんおっしゃられるとおり、今まで月、水、金の出張医に

プラス常勤の先生が来るということになります。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今までは、聞いている限りでは入院の患者さんに向かって限られてというか、口腔ケアみたいなことをやっていらっしやったと。でも、常勤の方になってきたときには手術装置も今度買うということになってくると、これは外来もあり得るということになるのですか。

○委員長 多比良和伸君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 朝日紀博君 ちょっとまだその細かい話を今度いらっしやる先生とはまだしていないのですが、全身麻酔が必要になるような手術のようですので、恐らく入院、歯科での入院というのですか。どこかの科で入院している人を診るということではなくて、歯科の手術をするために入院ということが今後出てくると思います。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 つまり外来もあり得るということですよ。最初外来で来て診てもらって、手術が必要だから入院しましょうということになると思うのです。術後の外来ということも当然必要になるのではないかと思うのですけれども、そこら辺はそういうことですか。

○委員長 多比良和伸君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 朝日紀博君 今というか、これからになりますが、歯科医師会の先生方にもこの辺のアナウンスをして、これまでは札幌なり大学のほうに行っていた対象の患者さんについては市立病院でもこういったものができるようになったということで、紹介をいただいてやるという方向になるかと思います。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 市内には、歯科医師さんもかなりほかのまちよりも多いかなというぐらいにいらっしやるわけで、いわゆる埋もれてしまっている親知らずというのが全身麻酔をしてやらないとだめで、これは市内ではできない。そもそもそのぐらい、そういう大変な手術というか、歯医者さんにとっては何件ぐらいあるものなのですかね。

○委員長 多比良和伸君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 朝日紀博君 例えば月とか年間にどのぐらい対象患者さんがいらっしやるのかというのがちょっと我々は今データを持ち合わせていないものですから、どのぐらいあるというのはちょっとお答えできかねます。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 いやいや、先ほどは市内の歯科医師さんとはバッティングしないのだというお話で、バッティングしないということはこちらでできない患者さんに対してこの先生が当たっていくということですよ。そんなにたくさんいないかもしれないのでしょうか。今までの出張の先生と、それから常勤の先生で、この先生が来るためにいろいろな今度で

いくと1,300万、1,400万ぐらいお金を使うのですけれども、よく砂川のあることでも、この先生がどこかへ行ってしまったら、この機械は使えないということになり得ますよね。そういうことは、今後この常勤の歯科医師さんというのは常時来られるようになるということでもよろしいのでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 朝日紀博君 北大の歯科のほうからドクターを派遣していただいておりますので、個人的にその先生がやってきてこの治療をするというわけではないので、今度来る先生のかわりに人がかわるということはあるとは思いますが、そこがぶつりなくなるというのは今はないと考えております。

○委員長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 多比良和伸君 以上で本委員会に付託されました議案第3号から第32号、第1号及び第2号の各議案の審査を全て終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会します。

散会 午後 3時12分

委 員 長